

## 能登地方における葬制墓制・慣行調査

— アンケート集約について —

松 山 宏\*  
小 川 寛 久

A Survey on the Customs of Funerals and Tombs in Noto District.

— A Study on Questionnaire. —

Hiroshi MATSUYAMA and Hirohisa OGAWA

(昭和54年9月30日受理)

### はじめに

若狭地方の両墓制の調査・研究は、大飯郡・三方町・小浜市・遠敷郡などにおいてかなりすすんでいる<sup>1)</sup>。そしてすべてに両墓制があるとされている。しかし敦賀以北においては実態調査がされず、また両墓制はないと言われている。だがこれは事実だろうか。

というのは若狭では、真宗は火葬であるが禅宗ことに曹洞宗には両墓制が多くみられる。とすれば、嶺北に永平寺、能登に総持寺と、曹洞宗の二大本山がある点からみて、敦賀以北に両墓制がないのはおかしいと思う。また真宗即火葬、曹洞宗即両墓制と言えるかどうかも問題である。真宗にみるならば、現在真宗であっても古く真言宗あるいは天台宗であった寺院は少なくない。真宗寺院に、五輪石塔や宝篋印塔などの石塔のあることもこれを裏付けている。だから真宗勢力が増大する以前に、両墓制のあった可能性は充分ある。第一次葬地の火葬場をサンマイと呼び、第二次葬地の墓地をハカ、マイリバカとしていることもこれを傍証する。さらに若狭の大飯郡に高浜町があり、能登の羽咋郡にも高浜町がある。これは前者の住民が後者へ移動したのではないかと考えられる。また羽咋郡滝崎から高岩岬・海士岬一帯、及び海士岬から鳳至郡門前町皆月一帯の漁村では南西の風のことを、いつの頃からか「若狭の風」と呼んでいる。ここにも若狭と能登の交流がありそうに思える。

以上の諸点から、敦賀以北ことに能登に両墓制のあることは十分に推定できる。そしてこれを確かめようとするのが、本論文の意図である。なおこのためには色々の角度から実証すべきであるが、今回は各寺院に問い合わせたアンケートの結果を集約し、それを述べることにした。アンケート回収率はやく三分之一である。

### 註

1) 佐藤米司『葬送儀礼の民俗』

大林太郎『葬制の起源』

小川進勇「小浜市の両墓制」『小浜市史紀要第三輯』

小林一男「若狭三方郡における両墓制賃料その他」『若越郷土研究三ノ一』

礎貝勇「丹波地方及びその周辺における両墓制について」『綾部高校研究紀要第二輯』

最上孝敬『若狭大島村の両墓制』

竹谷聰進『両墓制入門』

## I 調査方法

### (1)調査対象

能登半島全域を対象に無差別で<sup>1)</sup>寺院を抽出し、下記地域で昭和50年(1975)6月15日より同年7月14日まで往復はがきにより、調査を実施した。なお、アンケート方式で行ったものであり便宜上整理番号を付しておく。

### 註

1) 寺院については、別表に挙げたが、時代によって宗派の異動があるので、宗派にこだわりなく抽出した。

### (2)調査箇所および地域

七尾市については、A-No.1からNo.20まで、輪島市はB-No.1からNo.18まで、珠州市はC-No.1からNo.11まで、羽咋市はD-No.1からNo.11まで、羽咋郡はE-No.1からNo.25まで、鹿島郡はF-No.1からNo.16まで、鳳至郡はG-No.1からNo.7まで、珠洲郡はH-No.1からNo.3までとして記号表示した。各寺記号は別表参照。

## II 回収サンプル

	地区別	回収数		地区別	回収数
A	七尾市	20	F	鹿島郡鳥屋町	2
B	輪島市	18		鹿西町	4
C	珠州市	11		中島町	4
D	羽咋市	11		鹿島町	4
E	羽咋郡志賀町	8		田鶴浜町	2
	富来町	8	G	鳳至郡能都町	5
	押水町	2		門前町	2
	志雄町	7	H	珠州市内浦町	3
				計	111

アンケート回答概要(市・郡別集約)

アンケート内容

### 1. 第一次墓地の名称

サンマイ、ミバカ、ノバカ、ノボチ、イケバカ、ウメバカ、ワバカ、ステバカ、アタリ、マルカ、その他。

### 2. 第二次墓地の名称

ハカ、ハカシヨ、ラントウ、ラントウバ、ヒキバカ、ヒキボシヨ、タッチュウ、マイ

リバカ, カラムシヨ, タッシヨ, その他.

3. 両墓の所在地
4. 第一次墓の墓標の形式
5. 埋葬後いつまで第一次墓に参るか
6. ヒキバカする時期
7. 両墓間の物的関係
8. その他

以上8項目について調査記載する.

#### 1. 第一次墓地の名称

	地区別	サンマイ	ノバカ	イケバカ	該当なし	その他
A	七尾市	4	(1)※	1	16	
B	輪島市	2	1		14	
C	珠洲市	1			10	
D	羽咋市	3	1	1	6	
E	羽咋郡	6			20	
F	鹿島郡	5			9	ノボチ 1 ミバカ 1
G	鳳至郡	0			7	
H	珠洲郡	1		1	1	
	計	22	(1) 2	3	83	

※ ( ) はサンマイとも言っている.

七尾市小島町(A-2)では, サンマイ, ノバカ, ステバカ, マルカ, カクシバカといい, 珠洲市宝立町宗玄(C-1)では, 明治以前はフンマイ, ノバカ, イケバカ, ウメバカが相当数あった.

七尾市(印勝寺), 珠洲市(覚性寺)又鹿西町能登部下(長楽寺)では, ミバカと言って明治初年頃まで土葬が行われた. 鹿島郡中島町田岸(常光寺)では, ノボチと言っている.

第一次墓地の名称に火葬場をサンマイと記したものは, 七尾市相生町, 輪島市金蔵, 珠洲市正院町, 蛸島町, 羽咋市吉崎町, 千路町, 寺家, 志賀町二所ノ宮, 上棚, 志雄町子浦, 中島町上町, 烏屋町良川等である.

#### 2. 第二次墓地の名称

	地区別	ハカ	ハカシヨ	ラントウ	該当なし	その他
A	七尾市	8	(6)※ 2	1	9	
B	輪島市	8	1		9	
C	珠洲市	2			9	1
D	羽咋市	5	(2)		5	
E	羽咋郡	13	(3)	1	12	
F	鹿島郡	5	(1) 2		9	

G	鳳至郡	2	1		4	
H	珠洲郡	1			1	
	計	44	(12) 6	2	58	1

※( )はハカとも言っている。

七尾市小島町(印勝寺)では、ハカ、ハカシヨのほか、ヒキバカ、タッシヨ、マイリバカとも言っている。

羽咋市寺家町(日蓮宗)ではハイ塚と言う(火葬)。

内浦町満泉寺(満泉寺)ではマイリバカと言う。

### 3. 墓の所在地

	地区別	寺の境内	寺山	共同	私有	その他
A	七尾市	2	1	3	(1)※ 2	15
B	輪島市		4	4	(1) 3	11
C	珠州市	1		2	(2)	9
D	羽咋市	3		6		5
E	羽咋郡	3	1	4	(1) 2	20
F	鹿島郡	1		1		15
G	鳳至郡	1		1	1	5
H	珠洲郡					3
	計	11	6	21	(5) 8	83

※( )は本来共同墓地であったがある時期に私有地になったもの。

輪島市小伊勢(常田寺)では私有地であり、畑、田、山等で定まっている。

珠州市三崎町(光榮寺)では私有地か部落共有地。

羽咋市寺家(日蓮宗)では本墓は寺にハイ塚は部落共有地にある。

墓の所在地に共同と私有地と計したものは、輪島市鈴屋、珠州市三崎町、羽咋市千路町、円井町、鹿島町小竹等である。

### 4. 第一次墓の墓標の形成

	地区別	五輪塔	形式なし	石塔	回答なし	その他
A	七尾市	1			19	
B	輪島市	2	1		15	
C	珠州市	1		1	8	(1)※ 1
D	羽咋市		1		10	
E	羽咋郡				26	
F	鹿島郡				15	1
G	鳳至郡				7	
H	珠洲郡	1			2	
	計	5	2	1	102	(1) 2

※( )は五輪塔とみられる。

七尾市小島町(A-2)では大正(1912~26)の初め頃まで土葬であり、当時の墓(五輪塔、宝篋印塔、カオ墓(墓じるし)が現在も残っている。

輪島市徳成谷内(B-16)では五輪塔とあり、同市金蔵(B-13)では古い家において五輪塔の所もある。

珠洲市宝立町(C-6)では死体を土中に埋め、その上に墓標を立てたが現在は火葬である。又同町一帯(C-1)に亘り文永(1264~75)、文明(1469~87)以前のもので五輪形式のものもあり、目印の石を乗せたものもある。

鹿島郡鹿西町(F-16)では第一次墓地は明治(1868~1912)の初め頃まであり、地藏菩薩を印としたが現在は火葬であり、石塔である。

珠洲郡内浦町(H-2)では五輪塔であるが、現在は火葬である。珠洲郡内浦町小木(H-1)では墓のまわりに死者を埋め、埋めつくされるとその墓地を掘り起し、それらの骨を中心の墓に入れていたのである。

#### 5. 埋葬後いつまで第一次墓に参るか

#### 6. ヒキバカする時期

#### 7. 両墓間の物的関係

上記3項の間に対しては、いずれも回答らしきものはない。

#### 8. その他

(A-4)では、火葬にした後骨を墓に埋葬する。(A-6)では、第一次墓は部落より300m背後にあり、第二次墓はこれより約200m西北にあって今は私有地となり墓標はない。ところどころ畑作地より白骨を発見することがあり、今は地目の名称として残存するだけである。なお現在は全部火葬である。(A-8)では、没後3日目で直ちに火葬にし、49日間の中陰まで家におきその後墓(通称ハカ)に収める。分骨を本山へ納骨するのが通例で、能登地方の真宗門徒の行儀になっている。分骨も本来信仰共同体の共同意識からなされ、今日でもその意識に立っている。(A-10)(大体石川県地方)は、火葬が多く、起りも割に早期からである。明治以後は一部の階層(士族・神道)は別にして、土葬には制限が加えられたようである。(A-11)では、火葬の上参詣墓に投入されている。(A-12)では、火葬にて単一の墓所(一家につき)のみである。(A-13)では、火葬、中陰法要終了後に納骨する。(A-15)では、火葬納骨後毎月参詣する。(A-16)では、火葬にした後骨を自分の家の墓に納骨し頭骨の一部を本山におさめる。(A-19)では、火葬後納骨する。(A-20)では、全部火葬にして処理する。

(B-2)では、ラントウと俗にいわれる墓地がある。(B-7)では、家で葬式する。骨は49日後に墓へ納める。墓にはお盆に参る。場所は自分の土地(畑、田、山)であり定まてはいない。(B-8)では、ハカは各家の裏山か自分の持山にある。(B-9)では、全体が火葬中心のため単一の墓のみである。(B-13)では、土葬の所もある。真言宗の場合。(B-15)では、埋葬は現在殆んどなく火葬にし、中陰の間仏壇に安置、後ハカに収める。

(C-2)では、火葬後49日過ぎると、寺の境内(町では大部分本堂裏に墓地がある)にある各家々の墓に納骨する。なお頭骨の一部を京都東本願寺や大谷廟所へ納骨する。(C-1)では、以前は埋葬し目じるしの石をのせており、現在もその場所に参詣する。(C-3)では、市営の火葬場ができるまで部落所有の火葬場をサンマイと称していた。又、墓地を以前はラントウとも称していたが、現在は単にハカ・ボチと呼称している。

(C-6)の鶴飼地区は真宗である。火葬にし墓に代々の骨を入れる。又、真言宗では土中に埋めその上に墓標を立てる。という二種類がある。いずれも近年は皆火葬にする。(C-7)では、火葬場より持ち帰った骨を49日の間家に置き墓に収める。なおここでは火葬場のことをサンマイと古くから呼んでいる。(C-8)では、埋葬墓も参詣墓も共同で、分離はしていない。(C-10)では、檀家の六部落(海岸に三部落、山の手三部落、距離にして4kmほどはなれている)が、部落の火葬場をサンマイと呼び、墓はハカと呼んでいる。近年になっては部落のサンマイで火葬することが少なくなり、市営の火葬場を利用することが多くなった。ハカは自分の所有地か部落の共有地にある場合が多い。

(D-1)大字一の宮は真言宗の家が多い。火葬における二重葬法ある所がある。自村に参り墓、遠方の寺には本墓を持っている。(D-8)では、火葬のほか埋葬は一切なく、通称サンマイとは火葬場を意味し、参詣する対象ではなく、遺骨は部落墓地で通称ハカと称される各々の家所有の立形石墓に納め、お盆に参る。(D-9)では、火葬後49日から51日後で骨を墓に納める習慣が殆んど全部で、1人1墓、又は1家1墓(表に先祖代々、又は名号を記す)である。(C-10)では、死体は焼場(三味)で焼き、骨を墓の中へ入れる埋葬墓である。

(E-1)では、共同火葬場で火葬にし、その遺骨を墓地に収める。(E-3)では、仏壇横にまつり場を設け、49日間まつた後に墓へ納骨する。(E-4)では、殆んど火葬後は墓に納骨する。各家ごとに墓がある。(E-5)では、サンマイで死体を焼き49日又は1周忌まで仏壇にまつり、後墓地に納骨する。(E-7)では、骨を瓶に入れて埋めるもの、南無阿弥陀仏と書いた角形の石標の下の穴に骨を収めるものがある。(E-9)では、浄土真宗系で死体は皆火葬にして墓に収めるのが普通で、火葬にして残った白骨を墓原の墓に納骨する。ただこの寺では、今から百年前に土葬した墓があるが、これは高位の住職の墓である。(E-10)では、骨にして49日間若しくは77日間が終ると納骨する。(1年から3年まで仏壇においているものもある。)墓地は寺の後方に各家々の墓をもっており、お参りするのには8月のお盆である。月々の命日(立ち日)に参詣するものもある。(E-14)では、火葬・中陰後墓に骨を納める。(E-15)では、死体はすべて火葬にし、寺の近くの墓所へ納骨する。火葬場のことをベイショと呼んでいる。(E-16)では、土葬は古く、ハカ、ハカショ、ラントウバの名称だけ使用されている。(E-20)では、納骨所へは毎年8月に清掃しお参りする。(E-25)では、葬礼後にサンマイで火葬にした骨を家に持ち帰り、供養の後に先祖代々の墓に納める。(E-23)では、共同墓地に各自石塔を建て納骨する(火葬後49日で納骨)。

(F-2)では、土葬がなく火葬で、墓に骨を収める。墓は古いものは小さく丁寧に作られている。最近では角形で三段積となっている。(F-4)では、火葬後数日後に墓に入れる。墓は1つである。(F-7)では、火葬のみで、49日忌法要後墓地に納骨しお盆にお参りするだけである。(F-9)では、墓は1つで骨は死亡の日より49日までは、お内仏(仏壇)に安置し、後お墓に納める。その時、読経する。(F-11)では、火葬のみ。(F-12)では、真宗門徒が多く火葬を原則とし、火葬後一定の期間(初盆から三周忌頃まで)仏壇に骨を安置し、後墓地に埋葬する形になっている。骨埋葬の墓地のことをハカといい、火葬する場所をサンマイと呼称する。(死体埋葬と死者の霊をまつる考え方は真宗では行わず、ここでも行わない。)(F-14)では、真宗のみで、火葬後通常1~2年遺骨を仏壇に安置し、その後ハカに納骨し分骨は京都東本願寺に納めるのが一般である。

(G-1)では、墓地は1ヶ所であり、全部火葬だから先祖代々の墓で1軒に1墓であ

- る。昔は土葬にした所もあったがそれでも墓は1ヶ所である。  
(H-1) では、真宗で古くより火葬にして墓に入れる。

### Ⅲ 土葬に関する具体例

1. 第一次墓の名称
2. 第二次墓の名称
3. 両墓の所在地
4. 第一次墓の墓標の形式
5. 埋葬後いつまで参るか (第一次墓地)
6. ヒキバカする時期
7. 両墓間の物的関係
8. その他

#### 〔A-6〕

1. サンマイ
2. ハカシヨ
3. サンマイは部落より 300m 背後、ハカシヨはサンマイより200m西北
4. 今は私有地となり墓標などはないが、畑作地より白骨を発見することがある。
5. 6. 7. 回答なし
8. 地目の名称として残存するサンマイは往古土葬があったらしく、畑作地より白骨を発見することもある。今は私有農地になっている。第二次墓地には石塔がある。現在は全部火葬である。

#### 〔A-2〕

1. サンマイ、ノバカ、ステバカ、マルカ、その他(カクシバカ)
2. ハカ、ハカシヨ、ヒキバカ、タッシヨ、マイリバカ。
3. 七尾市内、能登島、奥能登。
4. 五輪塔、宝篋印塔、サオ、自然石。
5. 大正初め頃まで。
6. 昭和初め頃まで
7. 燈籠、火起石、杵石など有る。
8. 回答なし。

#### 〔B-11〕

1. イケバカ。
2. ハカ。

3. 寺から約100m離れた山中にある。
4. 死者をそのままヒツギに入れ埋葬する。
5. 百回忌まで。
6. 7. 8. 回答なし。

#### 〔B-12〕

1. サンマイ、その他(火葬場)
2. ハカ。
3. 宅地より少々離れた所。
4. 回答なし。
5. 参らない。
6. お盆。
7. 8. 回答なし。

#### 〔B-13〕

1. サンマイ。
2. ハカ。
3. 旧墓と新墓がある。
4. 古い家では五輪塔の所もある。
5. 参拝する。
6. 夕方。
7. 別はない。
8. 土葬の所もある。真言宗の場合。

#### 〔B-16〕

1. ノバカ。
2. ハカシヨ。
3. 輪島市町野町徳成谷内。

4. 五輪塔
5. 末代.
6. 7. 8. 回答なし.

## 〔C-1〕

1. 明治以前はフンマイ、ノバカ、イケバカ、ウメバカが相当数あった.
2. ハカ.
3. 珠州市宝立町鶴飼から宗玄一帯に亘る.
4. 文永、文明以前のもので五輪型式のものがある.
5. 目じるしの石をのせ、現在に至るも墓参する.
6. 7. 回答なし.
8. 各宗派に依り異なる.

## 〔D-2〕

1. イケバカ、その他（弘恵寺堺外墓地）
2. 回答なし.
3. 羽咋市千里浜町.
4. 回答なし.
5. 先祖代々命のある限り.
6. 7. 8. 回答なし.

## 〔D-5〕

1. ウメバカ（当地ではサンマイは火葬場をさす名称である.）
2. その他（ハイ塚という、特に日蓮宗）
3. 日蓮宗では本墓は檀家寺に作り、ハイ塚は部落共有墓地.
4. 回答なし.

5. 49日後.
6. 骨をひらうと同時.
7. 回答なし.
8. 遂次単一墓のみに改まって来た.

## 〔F-16〕

1. ミバカ.
2. 3. 回答なし.
4. 明治初めまで地藏菩薩を印とし、現在は福縁寿が印となっている.
5. いつまでも（何代後でも先祖として参る）
6. 7. 回答なし.
8. 第一次墓地は明治初め頃まで行われ、それ以後は火葬の後墓標の中に納骨する.

## 〔F-6〕

1. ノボチ.
2. ハカショ.
3. 山.
4. 回答なし.
5. 年1回旧盆に参る.
6. 7. 8. 回答なし.

## 〔H-2〕

1. イケバカ.
2. マイリバカ.
3. 山.
4. 五輪塔.
5. 永久.
6. 7. 8. 回答なし.

## あ と が き

今回のアンケート調査は、すべての寺院から回答があったのではないが、一般的な動向は把握し得たと思う。

まず今回調査の第一次墓地の名称については、火葬場のことをサンマイと呼んでいる地域が意外に多かった。第二次墓地の名称については、単にハカと呼んでいる地域が多いのがわかった。墓の所在地については、共同墓地が多く挙げられたが、ある時期に私有地に変っていた地域もあった。第一次墓の墓標の形式については、回答が少なかった。埋葬後いつまで第一次墓に参るか。ヒキバカする時期。両墓間の物的関係については、いずれも回答らしきものはなかった。その他については、火葬に伴う葬儀が挙げられていた。土

葬に関する資料の中では、第一次墓地のことを、サンマイ、ノバカ、ステバカ、マルカ、カクシバカ、イケバカ、ノボテ、などと呼んでいること。また(A-2)で大正の初め頃まで土葬が行われていて、現在も当時の墓が残っていることや、(A-6)では、地目の名称として残存するサンマイは往古土葬があったらしく、畑作地より白骨を発見することもある、と回答されている。また第二次墓地のことを、ハカシヨ、ハカ、ヒキバカ、タッシヨ、マイリバカと呼ばれていることから、過去に両墓制が行われていたことがわかる。これらの結果に基づき、今後葬制の面からも十分なる現地調査を行い、能登半島における両墓制を探る必要がある。前にも挙げたが、能登地方の民俗性から考えて、能登の漁港及び漁場における風位名などにも注意し調査を進めるのが今後の課題である。

## 調査箇所及び地域

No	調査箇所	地 域	No	調査箇所	地 域
A-1	安楽寺	七尾市 鍛冶	15	正願寺	輪島市 金蔵
2	印勝寺	" 小島	16	天王寺	" 徳成谷内
3	光徳寺	" 馬出	17	照光寺	" 沢田
4	西休寺	" 相生	18	林敬寺	" 名舟
5	西勝寺	" 相生			
6	聖安寺	" 岡	C-1	覚性寺	珠州市 宝立町宗玄
7	常通寺	" 小島	2	光行寺	" 嶋島
8	常福寺	" 相生	3	西光寺	" 正院
9	長楽寺	" 郡	4	西勝寺	" 飯田
10	徳翁寺	" 小島	5	千光寺	" 正院
11	頓徳寺	" 飯川	6	専行寺	" 宝立町鶴飼
12	宝幢寺	" 小島	7	宝林寺	" 若山大坊
13	本竜寺	" 郡	8	法住寺	" 宝立町春日野
14	妙国寺	" 小島	9	妙厳寺	" 宝立町鶴飼
15	龍門寺	" 小島	10	光楽寺	" 本
16	信行寺	" 和倉	11	広栄寺	" 大谷
17	養泉寺	" 石崎			
18	広玄寺	" 庵	D-1	願正寺	羽咋市 円井
19	西方寺	" 庵	2	弘恵寺	" 中央
20	法広寺	" 鶴浦	3	光源寺	" 下曾弥
			4	西光寺	" 鹿島路
B-1	照福寺	輪島市 石休場安	5	正覚寺	" 寺家
2	聖光寺	" 輪島崎	6	正福寺	" 中央
3	浄明寺	" 輪島崎	7	浄証寺	" 千路
4	真照寺	" 宅田	8	専隆寺	" 吉崎
5	善竜寺	" 河井	9	長松寺	" 飯山
6	長楽寺	" 新橋通	10	永光寺	" 本江
7	常田寺	" 小伊勢下山下	11	福善寺	" 神子原
8	仏照寺	" 興徳寺			
9	豊泉寺	" 輪島崎	E-1	安楽寺	志賀町 二所宮
10	蓮江寺	" 河井	2	延命寺	" 高浜
11	岩倉寺	" 西時国	3	願龍寺	" 百浦
12	円徳寺	" 金蔵	4	西教寺	" 倉垣
13	金蔵寺	" 金蔵	5	浄源寺	" 上棚
14	光顯寺	" 鈴屋	6	専長寺	" 神代

No	調査箇所	地 域
7	明蓮寺	志賀町 長沢
8	来入寺	" 上棚
9	広覚寺	" 里木江
10	康順寺	" 相神
11	浄法寺	" 田中
12	徳照寺	富来町 領家
13	本隆寺	" 地頭
14	永誓寺	" 大福地
15	万福寺	" 風無
16	常德寺	" 鹿頭
17	浄願寺	押水町 北川尻
18	妙法輪寺	" 麦生
19	仰信寺	志雄町 出浜
20	専勝寺	" 子浦
21	専勝寺	" 柳瀬
22	明円寺	" 敷浪
23	唯徳寺	" 子浦
24	臨永寺	" 聖川
25	明覚寺	" 向瀬
F-1	安養寺	鳥屋町 良川
2	山田寺	" 良川
3	円正寺	鹿西町 金丸
4	浄願寺	" 金丸

No	調査箇所	地 域
5	本工寺	鹿西町 西馬場
6	常光寺	中島町 田岸
7	専通寺	" 上町
8	東光寺	" 浜田
9	忍性寺	" 土川
10	願成寺	" 久江
11	託善寺	鹿島町 最勝講
12	明泉寺	" 尾崎
13	瑤泉寺	" 小竹
14	宿善寺	田鶴浜町 伊久留
15	宗貞寺	" 高田
16	長楽寺	鹿西町 能登部下
G-1	回向院	能都町 字出津
2	長願寺	" 真脇
3	長楽寺	" 字出津
4	長竜寺	" 山田
5	宝蔵寺	" 鶴川
6	善行寺	門前町 皆月
7	超願寺	" 皆月
H-1	法融寺	内浦町 小木
2	大泉寺	" 満泉寺
3	弥勒院	" 宮犬